

6 / 附属する駐車場

項目		整備基準	望ましい基準												
車いす使用者 駐車施設	数	<p>① 駐車場の全駐車台数が20を超える場合又は用途面積が2,000平方メートル以上の一般都市施設の駐車場においては、そのうち1以上に、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること（共同住宅を除く。）。</p>	<p>◎ 車いす使用者用駐車施設の数、次の数以上とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>×1/100+2台</td> </tr> </tbody> </table>	全駐車台数	車いす用	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	×1/100+2台
	全駐車台数	車いす用													
1～50	1														
51～100	2														
101～150	3														
151～200	4														
201～	×1/100+2台														
位置 幅 表示	<p>① 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1（出入口）◆（外部出入口）に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（◆に定める構造の駐車場内の通路又は7（敷地内の通路）に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができる限り短くなる位置に設けること。</p> <p>② 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>③ 車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>◎ 車いす使用者以外の障がい者、高齢者、けが人、妊産婦等の歩行弱者のための通常幅の駐車施設を別途設けること。 歩行弱者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。</p>													
通路	<p>② 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7（敷地内の通路）に定める構造とすること。</p>														